

# いぶすき菜の花団地・地区協定書（任意）

## （目的）

この地区協定は、いぶすき菜の花団地内（以下「団地内」という。）における建築物の敷地、構造、用途及び形態に関する基準その他必要な事項を定め、もって住宅地としての健全な生活環境を維持増進することを目的とする。

## （建築物に関する基準）

団地内における建築物の敷地、構造、用途及び形態に関する基準は、次のとおりとする。

1. 建築物の敷地の最小面積は、 $200\text{ m}^2$ 以上であること。
2. 建築物の階数（地階を除く。）は、平屋及び2階以下であり、それぞれの区域を指定する。また、それらの建築物の高さは、9mを超えないものであること。
3. 建築物の用途は、一戸建専用住宅であること。ただし、住宅地としての健全な生活環境を維持・増進する上で支障のない建築物については、団地内の土地の所有者全員が事前に認めたら、この限りではない。
4. 建築物（自動車車庫及び物置を除く。）の外壁又はこれらに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、1m以上であること。
5. 自動車車庫及び物置で、軒の高さが2.3m以下のものの外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの水平距離は、60cm以上であること。
6. 建築物の敷地は、前面道路面より30cm以内の高さ（現状高が30cm以上の場合はその高さ）とし、隣地境界線上の塀等の高さは、110cm以内とする。
7. 建築物の敷地のうち道路に面している部分は、玄関、自動車車庫、勝手口等の出入口部分を除き、60cm以上の幅員を有する花壇・生垣で高さが150cm以内のものが設けてあること。
8. 日当りと通風を確保するために、隣地間での建物の配置に考慮すること。

## 地 区 協 定 同 意 書

私は、いぶすき菜の花団地における地区協定の締結に同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

区画番号		分譲地面積	坪
所 在 地	指宿市東方		番地